

平和運動センター通信 原水禁ヒロシマニュース

■発行：広島県平和運動センター
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
■〒733-0013 広島市西区横川新町7-22 自治労会館 1階
■TEL:082-503-5855 FAX:082-294-4555
■E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
■広島県原水禁 ホームページ <http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/>
ー子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！ー

No. 206

2018年
3月号
(3月1日)

発行責任者
渡辺 宏
(事務局長)

安倍内閣の通常国会での衆議院予算委員会でのやり取りを聞いていると、逃げと誤魔化しの一手である。一方では、北朝鮮の脅威を煽り、着々と軍事力強化・平和憲法の改憲に向けて世論を誘導している。

平和や福祉よりも軍国主義を優先する政治に終止符を。当面は、5月3日憲法記念日に向けて、最大限の怒りと抵抗を組織しよう。そのためにも「安倍9条改憲を発議させない3000万人署名」を成功させよう。

――目次――

- 1 頁：3月・4月の活動予定（3/1 現在）
- 2 頁：ヒロシマ総がかり行動・安倍9条改憲NO！・街頭署名活動（2月3日）
- 3 頁：広島県被団協「新春のつどい」（2月7日）
- 4 頁：2017 原水禁学校V講座（2月9日）
- 6 頁：三次地区労第23回定期総会（2月9日）
- 7 頁：紀元節復活反対！平和・民主主義・人権を守る2.11ヒロシマ集会（2月11日）
- 8 頁：朝鮮学校無償化裁判勝利・補助金カット反対・ヒロシマ集会（2月18日）
- 9 頁：全国被爆二世団体連絡協議会総会（2月11・12日）
- 11 頁：「被爆二世集団訴訟」第4回口頭弁論（2月13日）
部落解放広島県共闘会議第30回総会・学習会（2月23日）
- 12 頁：「戦争をさせない・9条壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委員会報告
- 13 頁：3.11 フクシマを忘れない！さようなら原発ヒロシマ集会の案内

【3月の活動予定】（3月1日現在）

- 3月23日（木） ビキニデー（静岡）
- 3月3日（土）安倍9条改憲NO！「3の日行動」（福屋前）
3000万署名県内運動交流集会（広島弁護士会館）
- 3月11日（土）フクシマを忘れない！さようなら原発ヒロシマ集会（弁護士会館・原爆ドーム前）
- 3月18日（日）第21代高校生平和大使選考会（ワークピア広島）
- 3月21日（水・祝）さようなら原発全国集会（代々木公園）

2.3「ヒロシマ総がかり行動実行委員会」街頭署名活動

「戦争させない・9条壊すな！ヒロシマ総がかり実行委員会」の3の日行動として昨年12月3日から開始している、「安倍9条改憲NO！3000万人署名」を呼びかける街頭行動の2回目を2月3日に実施しました。



今年初めてとなった「3日行動」は、市内2か所で、街頭署名活動を取り組みました。私たち「戦争させないヒロシマ千人委員会」は、午後2時から1時間、43名（もう一か所の福屋前は41名）が参加し、本通り青山前で街宣をしながら「安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一」3000万署名への協力と呼びかけました。少し寒さが和らいだとはいえ、防寒着に身を固めて歩く人たちの反応は今一つという感じでしたが、それでも私たちの呼びかけに応じて101名（福山前は126名）の方たちに、署名に協力していただきました。そんな中に、女子高生の署名する姿もありました。

昨年5月3日に、安倍首相が突然「新たに憲法9条に自衛隊の存在を書き込む」「2020年に新憲法施行をめざす」と発言して以降、改憲への動きが急速に強まりましたが、1月22日に開会された第196回通常国会でも、憲法改正問題が大きな政治課題の一つとなろうとしています。すでに開会された衆・参の予算委員会でも、突っ込んだ論議にはなっていませんが、何



と思います。

1月30日の衆院予算委員会で、安倍首相は、「自民党内の憲法改正議論めぐり9条2項の削除論がある」ことを指摘する質問に対し、「2項を変えることになれば、書き込み方でフルスペック（全面的）の集団的自衛権が可能になる」と答えるとともに「（2項を維持したまま自衛隊の存在を明記する）私の提案では2項の制限がかかる」とも語り、「2項を維持したままであれば、集団的自衛権は現行と同じように一部容認にとどまる」と強調しました。都合のよい論法だと思います。「集団的自衛権の行使は、

今年初めてとなった「3日行動」は、市内2か所で、街頭署名活動を取り組みました。私たち「戦争させないヒロシマ千人委員会」は、午後2時から1時間、43名（もう一か所の福屋前は41名）が参加し、本通り青山前で街宣をしながら「安倍9条改憲NO！憲法を生かす全国統一」3000万署名への協力と呼びかけました。少し寒さが和らいだとはいえ、



人かの委員から安倍首相に対し、見解が求められています。

そもそも行政府の長が、「憲法改正」を述べるのが許されるのかという問題もありますが、今国会での奇妙な安倍首相の答弁を取り上げておきた

憲法に違反する」としてきた従来の政府見解を閣議決定だけで、いとも簡単に「憲法解釈を変更」してしまうような政治をまかり通らせた安倍首相。「憲法を尊重擁護」しない政治家に「私の提案では制限がかかる」など言われても、それを信じていることができないのは私だけでしょうか。そんなことを考えながらの2月3日の街頭署名行動でした。
(1000人委員会：金子哲夫)

広島県被団協(坪井直理事長)「2018年新年代表者会議 新春のつどい」開催される

2月7日午前10時から「広島県原爆被害者団体協議会」(坪井理事長)が毎年開催している「新年代表者会議及び新春のつどい」が、広島平和ビルで開催されました。

県北では「大雪が降る」という気象状況で当日になって10人ぐらいの欠席の連絡があったようですが、それでも厳しい寒さを乗り越えて、60名余の被爆者、被爆二世が参加する中での開会となりました。

前田事務局長の司会で始まった会議は、黙とうの後、体調不良で欠席となった坪井理事長のメッセージが紹介されました。「皆さん。ハートは熱く、頭はクールに 共に手を取り合って生き抜きましょう。」締めくくりの言葉です。

続いて箕牧副理事長からのあいさつ。「現在、副理事長は4名いますが、いずれも体調不良などで私しか参加していません。」という言葉。被爆者の高齢化が危惧される現状を反映した言葉で始まりました。続いて昨年の被爆者に希望を与えた「核兵器禁止条約の成立」「ICANのノーベル平和賞受賞」

などを評価した後、一転してこのブログでもここ数日紹介しているアメリカの核態勢見直し(NPR)を厳しく批判するとともに、それへの支持を表明した日本政府の姿勢に対し厳しい批判。そして「こんな世界の動きを見ていると、残念ながら私たち被爆者が、生きている間には『核兵器廃絶』は実現しないのではないかとさえ思わざるを得ない状況です。でも、負けるわけにはいきません。ヒバクシャ国際署名など全力で取り組みま



しょう。」と参加者に呼びかけました。



その後来賓からのあいさつ。広島県原水禁を代表して金子代表委員から「被団協は、『核兵器廃絶』と『被爆者援護』を運動の両輪としてこられました。原水禁も同じ理念を持って、ともに協力しながら、一緒に努力してきました。一人でも多くの被爆者の命があるうちに、なんとしても『核兵器廃

絶』を実現させなければなりません。そのためにも『ヒバクシャ国際署名』を成功させるために、原水禁としても全力で取り組みます」とあいさつされました。金子さんは「過去の歴史に触れるのは、多くの先達たちの努力があって今があることを決して忘れてはならないという強い思いがあるから」とのことでした。

ところで会場の様子を見て気づいたことがあります。今までになく、女性被爆者と被爆二世の参加が多くなっているなということです。ちょっとした雰囲気の違いを感じました。そして、もっと大きな違いは、机の配置が従来のスクール形式から、テーブル形式に代わったことです。「せっかく集まってもなかなか参加者同士の話ができない」という反省から、今年は、参加者がそれぞれの悩みや思いを率直に意見交換できるようにと工夫された机の配置になったようです。

.....

「被爆二世集団訴訟の意義と課題」－第5回原水禁学校

2017年度原水禁学校の最終回となる「第5回原水禁学校」が、2月9日自治労会館で開催されました。

今回は、「被爆二世国賠訴訟弁護団」の足立修一弁護士に「被爆二世集団訴訟の意義と課題」をテーマに講演していただきました。足立弁護士と広島県原水禁は、1995年に提訴した三菱広島徴用工裁判以来の長い付き合いがあり、今回の講師をお願いしました。

原水禁学校は、足立弁護士の話に先立ち「被爆二世訴訟団」の原告で広島県原水禁の常任理事でもある岸本伸三さんから「なぜ被爆二世問題の解決が重要なのか？」を提起



していただきました。特に強調されたのは「国が一度戦争を始めれば、そのすべての被害に対して、国としての責任を取らなければならないことを知らしめること一国に戦争がいかにつくかを身にしみて分からせることによって、戦争を抑止する—ことをはっきりとさせることが、私たち被爆二世の運動である」ということでした。

左（被爆二世 岸本さん）



足立弁護士はまず最初に、自らがかわってきた「被爆者だけど被爆者として扱われてこなかった人たち」の被爆者裁判に触れながら「在外被爆者、原爆症認定訴訟」など普通では考えられないほどの勝利を勝ち取った。何故か？「被爆の被害は、他の戦争被害と比べて大きな被害である」ことを指摘しながら、「放射能被害は、他の被害と違い元に戻ろうとしても元に戻ることにはできない特殊性があり、長く続く

被害なのだと」と被爆者問題の特殊性を指摘。さらに被爆二世の問題については「確かに被爆者ほどには、健康被害は顕著でないかもしれない。」しかし被爆二世の人の話を聞くと、「子どものこと健康状態は、普通の人よりも多く病気にかかったりしている」が、「それはたまたまの不運であった」では済まされない問題だと強調。そして今回の裁判は「核戦争の影響は無限に続くということをはっきりさせ、これを証明すること」だとその意義を強調されました。そして「被爆の実相を明らかにさせることを通じて、被爆二世問題の課題を明らかにさせる」と、裁判の課題が提起されました。

今後の裁判は、「①立法不作為の違法性—国が被爆二世に対して法律を作ること怠ったため、被爆二世が不利益を被ったこと②放射線の遺伝的影響—植物や動物実験においては、放射線の遺伝的影響が証明されている」ことを具体的に証明することを通じて、この裁判を勝訴に持ち込みたいとの思いが語られました。

特に国の「人についての遺伝的影響は現時点で認められない」という主張に対して「被爆二世への遺伝的影響を調査し続けるとしたら、その結果が出るのは被爆二世がいなくなったあと。それでは遅い。その前に解決しなければ何の意味もないことになる」と繰り返し強調されました。

「行政の責任をどの段階で果たさせるのかは、運動の広がりや世論の盛り上がりしかありません。」と参加者への期待を含めた訴えで、講演は終わりました。足立弁護士、ありがとうございました。

私は、被爆者問題に関わる時、いつも思っていることがあります。まず「どんなに少量であっても放射能被害を受けた人は、被爆者（被害者）として認められる」ことが重要だということです。そして被害者である被爆者は、「放射能被害の恐れがある限り、救済されなければなりません」ということです。それを否定するのであれば、国が個々の被害者に対して「放射能の影響はない」ことを証明すべきです。戦争による原爆投下さえなければ、被爆をすることはなかったのですから。この考え方は、なにも原爆被害の問題だけではありません。原発事故による被害もそうです。そして水俣をはじめとする公害被害者の問題もそうです。「被害者は救済されなければなりません」



今日の講座に参加しながら、改めてそのことを感じました。

2017年原水禁学校は、今回で終了しました。今年の反省を生かしながら、新たなテーマで次年度と言っても今年の秋になりますが、第3回原水禁学校を開校することにしています。（県原水禁代表委員：金子哲夫）

.....

平和・民主主義三次地区労働組合会議 第23回定期総会報告

平和・民主主義三次地区労働組合会議は、第23回定期総会を開催しました。

総会は、2018年2月9日金曜日、17:45～受付、18:15～開会で、三次市役所6階会議室で開催され、役員6名、代議員21名中19名の出席。多忙な中、来賓として広島県平和運動センターから渡辺宏事務局長、連合備北地域協議会から原勝明議長、三次市

議会から連合備北地域協議会の連携議員 6 議員の内、竹原孝剛議員、大森俊和議員、重信好範議員の 3 議員、計 5 名のご列席をいただきました。

長尾副議長（JP 労組）の開会のことばでスタートし、総会議長に河野代議員（県職連合三次支部）、議事運営・資格審査委員に中重代議員（JP 労組）が選出され、活動経過と総括、2017 年度決算、2018 年度活動方針、予算、役員体制について執行部より一括提案され、質疑応答の後、全ての議案について承認をいただきました。

2018 年度の役員体制については、ほぼ留任という形でお願いしてきましたが、農協労組の戸田執行委員が退任し、後任に尾茂新執行委員を選出しているとのことで、戸田執行委員から退任のあいさつを受け（尾茂新執行委員は欠席）、長尾副議長の閉会のことばの後、中山議長の団結ガンバローで第 23 回総会を締めくくりました。

総会終了後は約 20 分、平和運動センターの渡辺事務局長から、安倍政権の改憲をめぐる現在の情勢と「戦争をさせない！ヒロシマ 1000 人委員会」を中心とする「戦争をさせない・9 条を壊すな！ヒロシマ総がかり行動実行委員会」の取り組み状況、取り組みの方向性についての講演を受け、地域から幅広い共闘で「安倍 9 条改憲 NO！」の運動を展開することを確認しました。

また、20 時から、地区労の新旧役員と各単組代表者の交流会を開催し、渡辺事務局長にも参加をいただき、15 名の参加で交流を深めました。



たいへん多忙な中、渡辺事務局長はじめ各単組代議員の皆様、本当にありがとうございました。

改憲問題につきましては、この一年が大事な年になると思われまます。三次地区労も、地域での中心的役割を担ってゆかなければなりません。地区労に結集する各単組の皆様、今後の更なる運動強化に理解と協力をお願いいたします。

様、今後の更なる運動強化に理解と協力をお願いいたします。

平和・民主主義三次地区労働組合会議
事務局長 久野満康

.....

紀元節復活反対！平和・民主主義、人権を守る2・11ヒロシマ集会

～「東アジアの戦争危機と日本の進路」～

2月11日、自治労会館において「紀元節復活反対！平和・民主主義・人権を守る2・11ヒロシマ集会」が開催されました。

この集会は、憲法を守る広島県民会議、広島県平和運動センター、戦争をさせないヒロシマ 1000 人委員会、そして広島県原水禁の 4 団体が主催し、毎年この日（2 月 1 1 日）に開催しています。今年も会場いっぱいとなる 1 2 4 名の参加で開催されました。

毎年その時々的情勢に合った講演を行っていますが、今年は、安倍政権による「安政法制」に強い危惧を抱き、警鐘を鳴らし続け全国を駆け回っておられる柳澤協二さんを講師に招き、「東アジアの戦争危機と日本の進路—平和のための戦争額の視点から—」と題する記念講演が行われました。



柳澤さんは、きちんと整理されたレジュメに沿いながら、今の情勢をわかり易く分析しながら、しかし問題点、特に安倍政治について、厳しく指摘をされました。

「久しぶりに広島弁を聞いて懐かしく思う。30年前、呉の防衛施設局に施設部長として、家族とともに呉に家族とともに住んでいた。資料館や江田島も見学したこと、息子のはだしのゲンの大ファンだ

ったこと。そして呉線に乗っていた時、息子が一緒に乗っていた自衛官を見て『戦争をする悪い人たちだよ』と言った時、ことばに詰まった」。こんなエピソードから柳澤さんの話がスタートしました。「最近『日本の政治はどこに行ったのか』という疑問を持つ。」「防衛の仕事をして40年。その経験を活かし『戦争とは何か』を考えたい。『平和とは何か』『戦争とは何か』をきちんと考えることが大事だ。」続いて「護憲派の人たちもしっかりとした考え方を持つべきだ」と。本題での講演内容はレジメを紹介します。

「日本に広がる戦争の不安」—単純な答えは、だいたい間違っている

「戦争とは何か、平和とは何か？」—平和を望むなら戦争を理解する

抑止は、より強い暴力の示威による抑圧 和解は、戦争のもとになる対立をなくすこと

「戦争要因からみた現代」—グローバル社会と国家・戦争・人間

「政治は、なぜ戦争を選択するのか？」—戦争は他の手段による政治の継続

政治の役割：戦争を起こさないために国民の感情を鎮めること

「人はなぜ戦争をするのか？」—煽られる大衆になるのか、考える市民になるか

「日本が直面する三つの戦争」—誰の、何のための戦争か、どうかかわるか？

自分の戦争をどう防ぐのか・他人の戦争にどうかかわるか

「『アメリカの抑止力』はどこまで？」—抑止と安全・安心は両立しない

「領土を守るとはどういうことか？」—無駄な戦争をしないために政治がある

無駄な戦争は、政治の失敗

「対テロ戦争にどうかかわるか？」—自衛隊だけが答えではない

イラクの自衛隊—「一発も打たなかった」という成果・犠牲者が出なかったことが重要戦争しない日本のブランド

「安倍改憲の畏」—国民が支持する自衛隊は、どんな自衛隊か



(集会アピールを提案する佐藤奈保子さん)

大多数の国民が自衛隊を支持しているのは、一人も殺さない・戦死しない自衛隊そして最後の「憲法と安全保障」では、憲法の前文「平和を愛する諸国民の公正と信義を信頼して生存を保持」「先生と隷従、圧迫と偏狭を永遠に除去しよう」と努めている国際社会において名誉ある地位」を強調し「非戦という名誉」を勝ち取ることが強調されました。

最後に「私たちは、平和と民主主義、人権の尊重される社会を築くため、憲法を守り生かすこと、そして、戦争加害国の国民としての重責と被爆地ヒロシマの被った惨禍を忘れることなく、歴史と向き合い、アジア諸国を中心とする諸外国との協調・和解を進めることに全力をあげます。再び過ちを繰り返さないために、戦争につながる一切の動きを許さない運動を『被爆地ヒロシマ』から発信していくことを改めて誓い、集会のアピールとします。」という集会アピールを参加者全員で採択し、集会を終えました。

.....

開かない扉はない！共に叩き続けよう！

全国行動月間一高校無償化裁判勝利・補助金カット反対一広島集会

2月18日(日)、広島朝鮮初中級学校において「私たちの願い・朝鮮学校生に笑顔を！ 全国行動月間一高校無償化裁判勝利・補助金カット反対一広島集会」が開催され、約300人が参加しました。

集会では、主催団体を代表して日朝友好広島県民の会の横間洋海共同代表があいさつを行い、大阪無償化裁判弁護団の金星姫弁護士から連帯あいさつ、広島無償化裁判弁護団の足立修一弁護士から裁判情勢報告を受けました。その後、生徒、教職員、保護者、支援者が意見発表を行い、熱気の中、集会アピールを満場一致で採択しました。

高校無償化からの朝鮮学校排除は、教育の機会均等に寄与することを目的とする同法の趣旨から大きく逸脱し、また国連人権機関から再三再四、勧告を受けている、明らかな「差別」です。今、日本の民主主義が問われています。

翌19日(月)には、広島市役所と県庁の前で街頭行動を行い、オモニ会の用意したキャンドルを前に、道行く人々に「差別の解消」を訴えました。広島においても、まもな



く控訴審が始まります。「人権の砦」である司法において、公正かつ適正な判決がされるためには、世論喚起が欠かせません。一人でも多くの人に伝え、連帯の輪をひろげていく必要があります。

(集会で決意を述べる金校長先生)

(県庁前の支援呼びかけに集まった人たち)

.....

2018年全国被爆二世団体連絡協議会総会開かれる 一被爆二世集団訴訟への取り組み強化を決定一

隔年ごとに開催される「全国被爆二世団体連絡協議会」(以下「被爆二世協」という)の総会は、2月11日、12日の二日間、今年も広島市で開催されました。総会には、広島、長崎だけでなく山口県や大阪府などから70人の被爆二世が参加し、2019年まで2年間の活動方針を議論し、決定しました。私も、広島県原水禁を代表として参加しました。

まずこの総会で決定した、これから2年間の活動方針です。大きな柱は、3つです。

第1の柱は、昨年2月に広島、長崎でそれぞれの地裁に提訴した「被爆二世集団訴訟」への取り組みを強化することです。

第2の柱は、国連人権理事会を通じて「被爆二世の人権保障」を求める取り組みを進めることです。

第3の柱は、再びヒバクシャをつくらないために、核兵絶と世界の平和を求める活動を積極的に取り組みことです。

そしてこれらの活動を通じて、フクシマの被曝者と連帯し、住民や労働者の健康を守り、健康被害の補償を求める取り組みに参加することが決まりました。



総会の最重要課題は「被爆者二世集団訴訟」でした。「国連人権理事会」を通じての「被爆二世の人権保障」の動きについて、紹介し、この問題を考えてみたいと思います。

日本政府による被爆二世対策がなかなか前進しない中で、被爆70年以降の活動の一つとし

て「被爆二世問題を国際社会(国連人権委員会)で人権侵害として訴え、日本政府に被爆二世の人権保障を求める取り組みを進める」ことになりました。

2015年に初めて、「被爆二世協」の代表をジュネーブの国連欧州本部へ訪問団を派遣し、その活動のスタートを切ったそうです。そして日本政府の人権状況の審査が行われる昨年(2017年)11月6日から17日の国連人権理事会に向けた活動として昨年3月の情報提供、10月には、各国の在日大使館訪問、そして10月16日から18日の3日間、ジュネーブ現地での各国政府代表部への働きかけや国連で活動しているNGOとの意見交換国連人権高等弁務官事務所の訪問など、精力的な活動を展開してきました。その努力が実り、コスタリカとメキシコが、日本政府の勧告の一つとして「被爆

二世の問題」に言及し、11月16日に採択された日本審査の報告書には次のように盛り込まれました。

○被爆者援護法を被爆二世、とりわけ健康問題に対し、適用を拡大するように考慮すること（コスタリカ）

○福島原発事故被害者、ならびに被爆者の将来世代に、医療を保証すること（メキシコ）

この勧告について日本政府は、3月に開催される国連人権理事会までにこの勧告を受け入れるかどうか報告することになっています。被爆二世問題が、国際社会（国連の場）で取り上げられるようになったことは、大きな前進です。しかし現在の日本政府の姿勢からは、大きな期待を寄せることはできないと思いますが、私たちも関心を持って見守っていく必要があります。



（国連欧州本部）

ところで、上記二つの国の名前を読まれて思い出されることは、「核兵器禁止条約」交渉のことです。コスタリカは、言うまでもありませんが「核兵器禁止条約交渉会議」で議長を務めたホワイトさんの国です。メキシコも「核兵器禁止条約の交渉」を主導してきた国の一つです。それは「核兵器禁止条約」の前文に「現在および将来世代の健康に重大な影響を与え」という文言を盛り込むこと努力した国々でもあるということです。こうした国を広げることも課題です。

そして「核兵器禁止条約」は、「核兵器を禁止し核廃絶を実現」させるという役割だけでなく、核被害者や二世問題を解決する条約でもあることも強調しなければならないと改めて強く思っています。そして、「被爆二世問題」は、決して広島、長崎の原爆被爆による二世だけの問題ではなく、世界の核被害者の将来世代の問題として考えなければならないことを、この「被爆二世協」総会で学ぶことができました。

.....

「被爆二世集団訴訟」第4回口頭弁論の報告

2月13日（火）、広島地裁302号法廷に原告11名・支援者20余名が参加するなか、弁護団は渾身の「原告ら準備書面1」と「証拠説明書」を提出しました。

弁護団の「被爆二世に対する立法義務を基礎づける十分な科学的根拠があること」と題する準備書面は実質12ページに及んでいます。

被爆者援護法の「国家補償的」側面を全く無視し、「遺伝的影響は科学的に証明されていない」と主張するだけで責任回避しようとする国の弁論。

それに対して、弁護団は「原子爆弾による放射線被曝により人間に遺伝的（経世代）影響が生じない」科学的根拠を示す義務が国にはあることを主張したうえで、放射線被曝の遺伝的影響を明らかにした複数の動物実験やヒトへの疫学調査の研究結果を証拠として提示しています。

この日、小西洋裁判長は、いつになく「証拠」の確認を丁寧に行い、被告である国も「反論」作成に4か月余りの猶予を求めると、「門前払い」の裁判展開になるのでは

ないかという我々の当初の懸念が払拭された展開となっています。次回公判は6月26日（火）です。引き続き、裁判傍聴等のご支援をよろしくお願い致します。

.....

部落解放広島県共闘会議第30回総会を開く

= 世界人権宣言 70 周年の意義と課題を広げよう =

2月23日、自治労会館において78人が参加し、部落解放広島県共闘会議第30回総会が開催されました。総会は県共闘会議佐古議長のあいさつの後、活動報告、会計報告、2018年度の活動方針、役員体制が提案され、すべての議案が承認されました。



総会後の学習会は、部落解放同盟広島県連合会副委員長の岡田英治さんを講師に招き「部落差別解消推進法の実効性を問う」と題して講演を受けました。

岡田さんは、これまでの同和行政の流れを説明されながら、「部落差別の解決には1965年の同和対策審議会答申に立ち返り、部落差別の本質規定に基づくことが大切。この法律には予算措置もなく、リップサービスにさせてはならない。子どもの貧困や生活困窮者、ヘイトスピーチなどを放置してきた張本人である安倍政権下で自民党が作り上げた部落差別解消推進法は、あたかも差別解消に手を差し伸べるような欺瞞を見落とさないで、地方からその施策実現に向けた運動にしていく必要がある。」と協調されました。



学習会の終わりに、新事務局長に就任された西迫さん（広教組）から、部落差別の実態・本質を見抜き、共闘会議全体で世界人権宣言70周年の今年、部落差別撤廃・人権確立に向けて闘おう」と力強く締めくくられました。

.....

「戦争させない・9条壊すな！ヒロシマ総がかり実行委員会」世話人会報告

昨年の秋から、「安倍9条改憲NO！」の具会的取り組みとして、全国展開している「3000万人署名」の推進について、構成組織内の署名と地域署名（県内の様々な9条

を守る組織の総がかり組織の結成など)について、毎月1回の事務局会議と世話人会を行い、取り組みの具体化を話し合って進めています。

平和運動センター・原水禁は「戦争をさせない!ヒロシマ 1000 人委員会」に結集するなかでこの実行委員会(4団体)の主要な一団体として参加しています。

県内 70 万人署名を全体で達成する運動を通じて、何としても国会で発議をさせないこととめざしています。

*** 構成団体・労働組合では1人5筆を目標に4月末までに全力で取り組みを!**

そのためには、職場や地域での「安倍改憲案」「自民党の改憲案」の持つ意味及び現行法による「国民投票」の怖さなどについて、しっかり学習する必要があるととらえて、県内各地において学習会を行うことが強調されています。

是非、各地区や労組での学習会を企画してください。

そして、5月3日の憲法記念日が発議をさせない最大の取り組みの山になります。

(5月3日の集会は例年の倍を目標として準備願います。)

(当面の行動日程)

○3の日行動(広島市内)

- ・3月3日(土) 12:00~13:00 街頭行動(福屋前)
13:30~15:30 国会情勢報告・県内取組報告(弁護士会館)

- ・4月3日(火) 17:30~18:30 街頭行動(青山前)

○5月3日(木・祝) 13:00~15:30 「5.3 ヒロシマ憲法集会」

(ハノーバー庭園) 3000人規模(1000人委員会 1500人)

(予定内容)

沖縄からの報告

岩国からの報告

.....